

第 7 章 資料編

第7章 資料編

1 徳之島町立地適正化計画策定委員名簿

	氏名	役割	役職
1	堀口 讓司	学識経験者	第一工科大学 建築デザイン学科長
2	加藤 正人	県関係者	徳之島事務所 建設課長
3	高岡 秀規	首長	徳之島町長
4	徳田 進	議会代表	徳之島町議会 経済建設常任委員会委員長
5	宮之原 剛	自治会代表	亀津東区 区長
6	幸多 勝弘	自治会代表	亀津北区 区長
7	木場 亨	自治会代表	亀津中区 区長
8	福田 哲也	自治会代表	亀津南区 区長
9	勇元 勝雄	自治会代表	亀徳集落 副区長
10	吉川 清吾	関係団体代表	商工会 会長
11	石原 勝	関係団体代表	中央通り会 会長
12	村上 和代	行政担当	総務課長
13	吉田 忍	行政担当	企画課長
14	高城 博也	行政担当	農林水産課長
15	水野 毅	行政担当	耕地課長
16	清山 勝志	行政担当	建設課長

2 徳之島町立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第81条の規定に基づき、徳之島町の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「徳之島町立地適正化計画」という。）の策定に関し、必要な事項の検討を行うため、徳之島町立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項について検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、委員会の委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討の結果に関する報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附則

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、町長が招集する。

3 用語解説

あ行	
埋立市街地	海、川、湖などを埋め立てて人口的にできた土地が市街地化したもの。
オープンスペース（公共空地）	都市における公園、緑地、広場など、建築物が建てられていない公有の空地のこと。
か行	
幹線道路	都市内において主要な地点を相互に結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地（傾きが 30 度以上、高さ 5m 以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害の恐れのある地域。（国土交通省）
狭あい道路	道路の幅が 4m 未満の道路のことで、緊急車両（消防車、救急車等）が通行できないなどの問題がある。
居住誘導区域	日常生活に必要なサービス機能など、将来にわたり人口密度を維持する区域のこと。
公共交通空白地域	バス停から半径 500m 以上、鉄道駅から半径 1000m 以上離れ、公共交通の利便性が低下した地域のこと。
公的不動産	地方公共団体が保有する不動産のこと。
コンパクトシティ	様々な都市機能や居住機能を公共交通の沿線に集約させることにより、居住者への生活サービスの効率的な提供を図るとともに、持続可能な都市経営を実現した都市形態のこと。
さ行	
自然公園特別地域	自然公園において景観の維持や自然環境の保護、快適な利用の推進が求められ、工作物（建築物、車道等）の新築・改築・増築、樹木の伐採など、公園内での様々な開発行為が規制された地域のこと。
浸水想定区域	大雨による河川の氾濫や、地震による津波が悪条件下において発生した際、浸水による重大な被害が想定される区域のこと。
スポンジ化	人口減少により空き家・空き地等の利用されていない土地が小さな敷地単位で点在し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。
総合計画	地方自治体の目指す将来像を示すとともに、実現のためのまちづくりの方向性や施策を定めた長期的な計画のことで、行政運営の総合的な方針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる。
た行	
大規模盛土造成地	宅地を造成する際に、山の谷間や斜面に土を盛るなどしてつくられた土地のこと。安全性の調査を行い、滑動崩落のリスクが認められる場合、被害を防止する対策を講じる必要がある。

地区防災計画	市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う、自発的な防災活動に関する計画のこと。
デマンド型（デマンド式）	事前予約した利用者の要望に合わせた経路・時間で運行する交通サービスのこと。
都市機能	医療、福祉、商業など都市で生活していくために必要な機能のこと。
都市機能誘導区域	公共交通アクセス性に優れ、様々な都市機能や日常的な生活サービス機能を提供する拠点となる区域のこと。
都市計画区域	都市計画法によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定する区域のこと。一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を指定する。
都市計画（区域）マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市の人口・産業の動向をふまえ、創意工夫のもとに住民の意見を反映させたうえで、まちづくりの具体性ある将来像を明示し、地域における課題とこれに対応する整備等の方針を定めたもの。 都市計画マスタープランは、都道府県が定めた「都市計画区域マスタープラン」の基本構想に即してつくられる。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢に対応した、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市開発事業などを通じて緊急かつ重点的に整備すべき地域を政令で指定し、都市の再生を推進するための基本方針や、民間都市開発事業等の認定・支援について定める法律のこと。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した際に、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域のこと。ハザードマップの配布等の警戒避難体制の整備が求められる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した際に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。特定開発行為や建築物の構造が制限される。
土地区画整理事業計画	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の区画の整備や公共施設の新設・変更に関する事業計画のこと。
な行	
乗合タクシー	決まった路線・運賃・運行時間で、複数人が乗り合わせで利用できるタクシーのこと。
は行	
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的・精神的障壁を取り除くこと。
避難確保計画	災害が発生する恐れがある場合における施設利用者の迅速な避難を確保するために、必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項を施設ごとに定めるもの。

防災公園	通常時は人々の憩いの場として利用されるが、災害発生時には防災拠点としての役割を担い、防災施設が整備された公園のこと。
ポテンシャル	可能性として持っている潜在的な能力。
や行	
遊休資産	企業が事業目的で取得した資産のうち、稼働していない資産のこと。
ら行	
ライフライン	生命・生活を維持するために必要な電気、ガス、水道等の供給施設のこと。
流域治水	気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮して、堤防の整備、ダムの建設・再生、氾濫域からの移転など、あらゆる水災害対策を組み合わせることで被害を最小限に抑える考え方のこと。
その他（ABC）	
PDCAサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の4段階を繰り返して、業務を継続的に改善していく方法のこと。